

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2014年6月23日

【会社名】 株式会社クラレ

【英訳名】 KURARAY CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 文 大

【本店の所在の場所】 岡山県倉敷市酒津1621番地

【電話番号】 086(422)0580
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記において
行っています。)
東京都千代田区大手町1丁目1番3号
03(6701)1209

【事務連絡者氏名】 経理・財務本部 経理部長 松本 和也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町1丁目1番3号

【電話番号】 03(6701)1070

【事務連絡者氏名】 経営企画本部 IR・広報部長 井出 章子

【縦覧に供する場所】 当社東京本社
(東京都千代田区大手町1丁目1番3号)
当社大阪本社
(大阪市北区角田町8番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)当社東京本社および当社大阪本社は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しています。

1 【提出理由】

当社は、2014年6月20日開催の当社第133回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2014年6月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金18円 総額6,305,613,930円

配当の効力発生日(支払開始日)

2014年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までであったものを毎年1月1日から12月31日までに変更するため、定款第13条、第14条、第36条、第37条および第38条に所要の変更を行うとともに、附則を設ける。

第3号議案 取締役12名選任の件

候補者：伊藤文大、山下節生、村上敬司、天雲一裕、川原崎雄一、雪吉邦夫、
藤井信雄、松山貞秋、久川和彦、伊藤正明、塩谷隆英、浜口友一

第4号議案 監査役1名選任の件

候補者：名倉三喜男

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	2,645,303	1,198	110	(注) 1	可決 98.6
第2号議案 定款一部変更の件	2,641,384	4,790	407	(注) 2	可決 98.5
第3号議案 取締役12名選任の件					
伊藤文大	2,484,567	129,074	32,921	(注) 3	可決 92.6
山下節生	2,516,367	95,720	34,476	(注) 3	可決 93.8
村上敬司	2,516,338	95,749	34,476	(注) 3	可決 93.8
天雲一裕	2,516,362	95,725	34,476	(注) 3	可決 93.8
川原崎雄一	2,516,323	95,764	34,476	(注) 3	可決 93.8
雪吉邦夫	2,516,347	95,740	34,476	(注) 3	可決 93.8
藤井信雄	2,516,334	95,753	34,476	(注) 3	可決 93.8
松山貞秋	2,516,316	95,771	34,476	(注) 3	可決 93.8
久川和彦	2,504,363	107,724	34,476	(注) 3	可決 93.4
伊藤正明	2,504,157	107,930	34,476	(注) 3	可決 93.4
塩谷隆英	2,466,689	146,951	32,921	(注) 3	可決 92.0
浜口友一	2,562,340	83,804	419	(注) 3	可決 95.5
第4号議案 監査役1名選任の件					
名倉三喜男	2,000,109	613,858	32,612	(注) 3	可決 74.6

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席株主の議決権数のうち各議案の賛否につき確認できたものを合計したことにより、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席株主のうち賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上